

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項で準用する生活保護法第24条第3項	支援給付の開始の申請に対する決定処分	生活福祉第一課・第二課

1 審査基準

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第24条第1項の規定による保護の開始の決定に関して定められた次に掲げる文書に定めるとおりとする。

- ・生活保護法による保護の基準  
（昭和38年4月1日厚生省告示第158号）
- ・生活保護法による保護の実施要領について  
（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知）
- ・生活保護法による保護の実施要領について  
（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）
- ・生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて  
（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知）

2 標準処理期間

14日（30日）

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。